

川口市議会 6月定例会が始まりました

6月3日、川口市議会6月定例会が開会しました。緊急事態宣言は解除されたものの、新型コロナウイルス感染防止の観点から、市議会でも議場内での距離をとるために議席の間を空けたりなどの対応をとって開かれました。

市長からの提出議案は、

予算議案3件（一般会計補正予算36億6628万3千円、後期高齢者医療事業特別会計補正予算1533万9千円、介護保険事業特別会計補正予算の財源更正）

条例議案12件（市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正など）

契約議案2件（新庁舎2期棟建設に係わる庁舎ほか解体工事、青木会館解体工事）

財産の取得議案2件（消防ポンプ自動車ぎ装、高規格救急自動車）

損害賠償の額の決定（市立高等学校等の臨時の任用職員の退職手当の遅延に対するもの）

専決処分の承認13件

指定管理者の指定3件（青木保育所・芝高木保育所・川口駅前保育園）

などの議案が提案されました。

一般会計補正予算は、新型コロナウイルス感染拡大による対応として、市独自の経済対策である中小企業等事業継続支援金12億円をはじめ、子ども用マスクを学校や保育所・幼稚園に配布する災害対策費、失業や休業等で収入が減り、住居を失う恐れのある方への住居確保給付金支給の増額補正なども計上されています。

専決処分の承認13件の中では、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の準用や、国民健康保険の被保険者に新型コロナウイルスに感染した場合の傷病手当金の支給ができるようになるための条例改正、予算では小規模事業者等事業継続緊急支援金16億円、特別定額給付事業614億8221万4千円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業7億6168万円、新型コロナウイルス感染症対応協力医療機関支援事業4億4625万円などが審議されます。

6月市議会では、日本共産党川口市議団が「感染症の世界的流行に備える国の方針を求める意見書」（案）を議会運営委員会に提案しています。裏面に、意見書案の全文を掲載します。

議会は傍聴できますが、感染拡大防止の観点から自粛が呼びかけられています。

傍聴にお越しの際には、傍聴者の氏名・連絡先の記載、マスクの着用が必要です。

6月市議会の一般質問は6月10日(水)から11日(木)で行われます。日本共産党市議団から板橋ひろみ議員が一般質問（概ね20分程度）を行います。質問概要をお知らせします。

- 1 医療崩壊を防ぐ医療体制の整備と医療機関への支援を**
- ① 数字安心して受診できる医療体制を
 - イ 市保健所との連携で帰国者・接触者外来のPCR検査の可否を一元的に管理判断できるようになります。
 - ア 発熱外来専用施設の設置をすること
 - ② 数字公的病院において新型コロナウイルス感染症患者の受け入れベッド数を大幅に拡充すること。
 - ③ 数医療機関への財政支援で医療体制の存続を

- 2 市内業者への支援策について**
- ① 納税者の生活実態をよく聞き生活支援型で行うこと
 - ア 市税について
 - イ 国民健康保険税について
 - ウ 上下水道料金について
 - ② 固定経費への支援策を
 - ③ 小規模事業者・中小業者への継続支援を
 - ④ 「ものづくりのまち」の強みを活かした医療・福祉の環境整備を

- 3 市民の命とくらしを守る地方自治体の施策について**
- ① 9月からの水道料金の値上げ撤回と軽減制度の創設を
 - ア 9月実施予定の水道料金の値上げは撤回すること
 - イ 上下水道料金の軽減制度の創設を早急に実施すること
 - ② 国民健康保険制度の傷病手当と受療権の保障を
 - ア 傷病手当の拡充をすること
 - イ 短期保険証を直ちに交付すること
 - ウ 医療費の一部負担の減免を拡充すること
 - ③ 住まいをなくさないための住居確保給付金の活用へ
 - ア 手続きの簡素化をはかること
 - イ 学生を含めた制度の周知をはかること
 - ④ 住居を失った人が安定して生活できる支援の拡充を
 - ア 生活保護制度の利用で居宅設定を進めること。
 - イ 特定定額給付金にかかわって

- 4 子どもの命と健康・学ぶ権利の保障に最善を尽くすこと**
- ① 安全に学ぶ環境をつくること
 - ア 消毒用アルコール、マスク、非接触型体温計など、市の責任で早急に整備すること。
 - イ 感染症対策指針の作成について
 - ② 子どもたちの豊かな学びを保障するために
 - ア 就学援助制度について
 - イ 教育課程編成は子どもの実態を踏まえた柔軟な方法で
 - ウ 発達相談センターの取り組みについて
 - ① どの子も置き去りにしないために
 - ア 就学児童が安心して過ごせる生活環境を
 - イ 乳幼児期からの切れ目のない支援のために
 - ウ 発達相談センターの取り組みについて
 - ② 児童手当受給者に市独自の上乗せを
 - ③ 1人ひとりに寄り添った障害福祉事業で、みんなのいのちを守ること
 - ア 公的責任で各施設の衛生用品の確保と職員の身を守るために
 - イ 職員や利用者に感染の疑いのある場合の対応指針を示すこと
 - ウ やむを得ず在宅支援とした場合にモリハビリテーション加算や食事提供体制加算の報酬算定を認めること
 - エ 職員や利用者の体調不良、濃厚接觸の疑いは優先的にPCR検査を実施すること
 - オ 感染疑いのある利用者が入院できるようにすること。合わせて感染者・濃厚接觸者が入院するまでの間、公的な施設での療養場所の確保を行うこと。
 - ② 保育が継続できるようすべての保育士の賃金保障を行うこと
 - ③ 介護崩壊を防ぐ支援策を講じること
 - ア 介護が継続できるよう国に対し声をあげること
 - イ 実態に即した必要な措置を緊急に行うこと

